

渋谷区成年後見制度利用促進審議会条例

令和 2 年 3 月 4 日
渋谷区条例第 7 号

(設置)

第 1 条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)第 14 条第 2 項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、渋谷区成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員十人以内をもって組織する。

- (1) 学識識験者
- (2) 弁護士、司法書士又は社会福祉士の資格を有する者
- (3) 医師等の医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、区長が適当と認めた者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

(一部改正…5 年 8 号)

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 29 年渋谷区条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和 5 年条例第 8 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。